

地域ハンググライディングスポーツ振興事業費交付要綱

社団法人日本ハンググライディング連盟

(通則)

第1 この要綱は、ハンググライディングスポーツの振興を図るため、社団法人日本ハンググライディング連盟（以下「本連盟」という）の正会員（都道府県連盟）に対し、予算の定めるところにより、地域ハンググライディングスポーツ振興事業費（以下「振興事業費」という）を交付するについて、振興事業費の交付の申請、決定、運用その他について定めるものとする。

(振興事業の対象となる団体)

第2 振興事業の対象となる団体は、本連盟の正会員（都道府県連盟）とする。

(振興事業の対象となる事業)

第3 対象事業は次のとおりとする。

- 1 ハンググライディングスポーツの地域住民への普及推進
- 2 本連盟のフライヤー会員を対象とした地域競技会の開催
- 3 本連盟のフライヤー会員を対象とした地域講習会等の開催
- 4 その他本連盟の目的に類する地域事業
- 5 上記1から4のいずれかの事業を実施する正会員（都道府県連盟）の管理運営費

(振興事業費の額)

第4 振興事業費の額は、正会員の区域とする地域に居住する本連盟のフライヤー会員数を参考に、本連盟が定める額とする。

(交付申請)

第5 振興事業費の交付の申請は、6月30日までに振興事業費交付申請書等の提出をもって行う。

ただし、本連盟が特に認める場合はこの限りでない。

- 1 地域ハンググライディングスポーツ振興事業費交付申請書（様式第1）
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書

(実績報告)

第6 実績報告書の提出期限は、事業終了後2月以内とする。

- 1 地域ハンググライディングスポーツ振興事業実績報告書（様式第2）
- 2 事業報告書
- 3 収支決算書

(振興事業費の交付)

第7 振興事業費は振興事業の完了後交付する。ただし、本連盟が特別の理由があると認めるときは概算払いにより交付することがある。

附 則

この要綱は平成12年 月 日から適用する。

様式第 1

地域ハンググライディングスポーツ振興事業費交付申請書

平成 年 月 日

社団法人日本ハンググライディング連盟会長殿

所在地

団体名

代表者職氏名

印

平成 年度において下記事業を実施するについて、地域ハンググライディングスポーツ振興事業費の交付を受けたいので、要綱第 5 により申請します。

記

- 1 地域ハンググライディングスポーツ振興事業費交付申請金額 金 円
- 2 地域ハンググライディングスポーツ振興事業費を受けて実施しようとする事業

事業名	実施の時期	事業の内容

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第 2

地域ハンググライディングスポーツ振興事業実績報告書

平成 年 月 日

社団法人日本ハンググライディング連盟会長殿

所在地

団体名

代表者職氏名

印

平成 年度地域ハンググライディングスポーツ振興事業を完了したので、要綱第 6 に
より関係書類を添えて報告します。

記

1 地域ハンググライディングスポーツ振興事業費 金 円

2 地域ハンググライディングスポーツ振興事業費交付の対象となった事業

事業名	実施時期	事業の内容

添付書類

1 事業報告書

2 収支決算書